

国立大学法人和歌山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じて100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

国立大学法人和歌山大学が設置する和歌山大学は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有為な人材を育成することを使命とし、「和歌山大学2013～2015行動宣言」に掲げる8つの課題の実現を強く意識しつつ、本格的な教養教育改革の着手、図書館機能強化を通じ学生の教育・研究の中核センターとするクロスカルセンター構想、教員養成機能強化としての教職大学院や、観光学教育・研究の世界的拠点となるべく観光学研究科博士課程及び国際観光学センターの設置、教員組織一元化による教員のマルチミッション化等を、学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、国立大学法人和歌山大学の学長は、職員数約520名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

国立大学法人和歌山大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を踏まえて決定しているが、学長の職務内容は法人化前にも増して複雑化しており、より高度なリーダーシップを問われている現状においても、法人化前の水準に抑えているものである。

また、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ（本学を含め9大学）内の、他の大学の長の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額・地域手当・広域異動手当及び期末特別手当から、それぞれ100分の9.77に相当する額を減じた額を支給することとしているが、平成25年12月支給の期末特別手当に限り、減額率を100分の5とした。

理事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額・地域手当・広域異動手当及び期末特別手当から、それぞれ100分の9.77に相当する額を減じた額を支給することとしているが、平成25年12月支給の期末特別手当に限り、減額率を100分の5とした。

理事
(非常勤)

改訂なし。

監事

該当者なし。

監事
(非常勤)

改訂なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任		
法人の長	千円 14,879	千円 10,494	千円 3,940	千円 444	(地域手当) (通勤手当)			
A理事	千円 11,796	千円 8,276	千円 3,107	千円 412	(地域手当) (通勤手当)			
B理事	千円 11,709	千円 8,276	千円 3,107	千円 326	(地域手当) (通勤手当)			
C理事	千円 10,991	千円 7,005	千円 2,778	千円 1,206	(地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 3,119	千円 2,980	千円 0	千円 138	(交通費)			
A監事 (非常勤)	千円 825	千円 745	千円 0	千円 79	(交通費)			※
B監事 (非常勤)	千円 750	千円 745	千円 0	千円 5	(交通費)			

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：地域手当とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注3：単身赴任手当とは、本学が遠隔地に居住する者を役職員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給しているものである。

注4：「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

注5：「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 従業員の退職手当の支給状況（平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長							
理事							
理事 （非常勤）							
監事 （非常勤）							

注1：「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討し、それらに基づいた適正な人件費管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費が、その大部分について国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日（6月1日・12月1日）以前6ヶ月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合（成績率）に基づき支給される。
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給区分に応じた号棒数上位の号棒に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

1. 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成25年9月1日より平成26年3月31日までの間、教育職俸給表（二）及び（三）の適用者の俸給月額等について別表のとおり給与支給減額措置を講じた。
（地域手当、広域異動手当、期末手当、勤勉手当等については減額対象外）
2. 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、別表の教育職俸給表（二）及び（三）を除く俸給表適用者について期末手当及び勤勉手当から、それぞれ100分の9.77に相当する額を減じた額を支給することとしているが、平成25年12月支給の期末手当及び勤勉手当に限り、減額率を100分の5とした。
3. 平成24年人事院勧告及び平成25年改正給与法に準拠し、平成26年1月1日以降、昇給日（1月1日）時点において55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員は57歳）以上の教職員の昇給については、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」である場合に限り行い、「良好」以下の場合には昇給を行わないこととした。
4. 附属学校教員の多くが和歌山県教育委員会との人事交流者である現状を考慮し、和歌山県教員との均衡を図るため、附属学校教員に支給する教員特殊業務手当の額を和歌山県教員並みに引き上げた。

（別表）支給減額率

俸給表	職務の級	支給減額率
一般職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級から6級まで	▲7.77%
	7级以上	▲9.77%
一般職俸給表（二）	3級以下	▲4.77%
	4级以上	▲7.77%
教育職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級及び4級	▲7.77%
	5级以上	▲9.77%
教育職俸給表（二）	2級以下	▲4.77%
	3级以上	▲7.77%
教育職俸給表（三）	2級以下	▲4.77%
	3级以上	▲7.77%
医療職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級から7級まで	▲7.77%
	8級	▲9.77%
医療職俸給表（二）	2級以下	▲4.77%
	3級から6級まで	▲7.77%
	7級	▲9.77%

注：教育職俸給表（二）及び（三）以外については、平成24年7月1日より減額を実施。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	430	45.7	7,013	5,248	168	1,765
事務・技術	108	40.5	4,927	3,743	127	1,184
教育職種 (大学教員)	257	48.9	8,013	5,956	209	2,057
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	22	42.3	7,033	5,332	82	1,701
教育職種 (附属義務教育学校教員)	42	41.1	6,289	4,777	72	1,512
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					

任期付職員 (年俸制)	人 36	歳 43.2	千円 3,349	千円 3,349	千円 169	千円 0
事務・技術	人 7	歳 40.1	千円 3,037	千円 3,037	千円 88	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 26	歳 46.0	千円 3,491	千円 3,491	千円 205	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 5	歳 62.7	千円 3,286	千円 2,815	千円 97	千円 471
事務・技術	人 4	歳 63.0	千円 3,208	千円 2,746	千円 109	千円 462
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

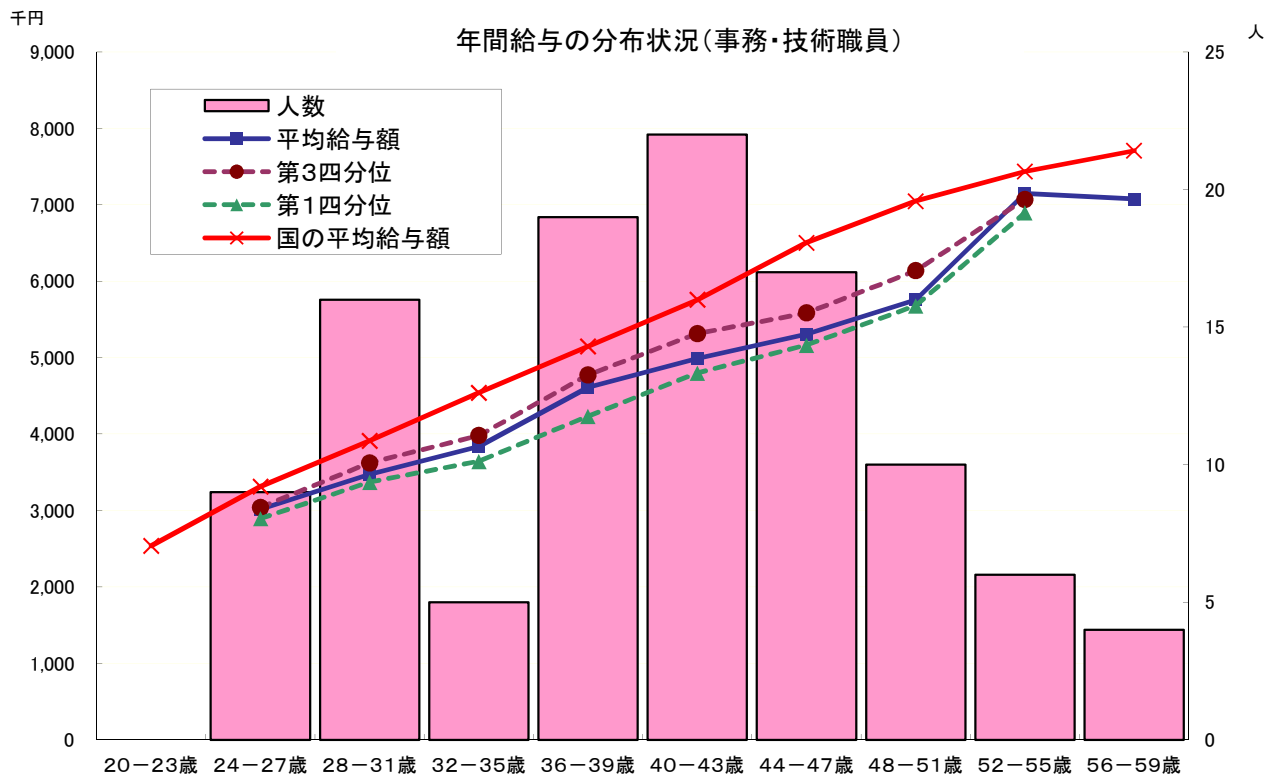
非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員のうち医療職種（看護師）、任期付職員のうち教育職種（外国人教師等）、任期付職員（年俸制）のうち教育職種（附属高校教員）及び教育職種（附属義務教育学校教員）、再任用職員のうち教育職種（附属義務教育学校教員）、非常勤職員のうち事務・技術職種については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属特別支援学校教員を示す。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢56～59歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・ 部長	1				
・ 課長	9	54.1	6,976	7,103	7,261
・ 課長補佐	14	49.6	5,871	5,933	6,089
・ 係長	42	42.4	4,777	5,041	5,326
・ 主任	9	38.2	4,016	4,212	4,298
・ 係員	33	30.9	3,247	3,419	3,654

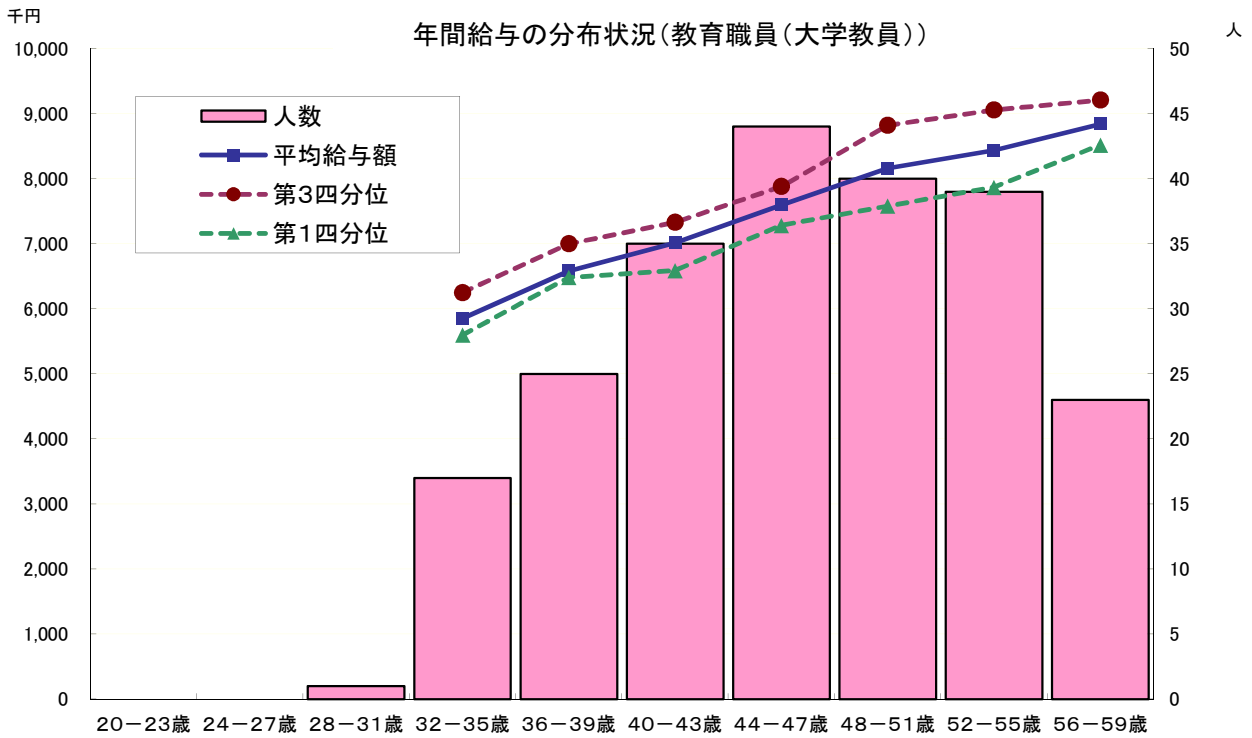
注1：「部長」には、部長相当職である「企画調整役」を含む。

注2：「部長」については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「課長」には、課長相当職である「室長」「参事役」を含む。

注4：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「専門員」を含む。

注5：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。



注1：年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・ 教授	130	54.5	8,277	8,752	9,210
・ 准教授	103	43.8	6,698	7,068	7,521
・ 講師	7	37.5	5,478	6,350	7,330
・ 助教	14	39.9	5,363	5,723	5,979
・ 教務職員	3	52.8		5,126	

注1：教務職員の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等（平成26年4月1日現在）（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	人 108	人 9 (8.3 %)	人 26 (24.1 %)	人 48 (44.4 %)	人 14 (13.0 %)	人 6 (5.6 %)
年齢(最高～最低)		歳 30 ∩ 24	歳 46 ∩ 27	歳 50 ∩ 36	歳 52 ∩ 45	歳 58 ∩ 47
所定内給与 年額(最高～最低)		千円 2,555 ∩ 2,107	千円 3,349 ∩ 2,521	千円 4,231 ∩ 2,822	千円 4,653 ∩ 3,819	千円 5,417 ∩ 4,481
年間給与 額(最高～最低)		千円 3,262 ∩ 2,781	千円 4,298 ∩ 3,247	千円 5,586 ∩ 3,727	千円 6,319 ∩ 5,130	千円 7,072 ∩ 6,088
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長 局長	局長	局長
人員 (割合)	人	人 4 (3.7 %)	人 1 (0.9 %)	人 0 (0.0 %)	人 0 (0.0 %)	人 0 (0.0 %)
年齢(最高～最低)		歳 59 ∩ 42	歳 ∩	歳 ∩	歳 ∩	歳 ∩
所定内給与 年額(最高～最低)		千円 5,972 ∩ 5,284	千円 ∩	千円 ∩	千円 ∩	千円 ∩
年間給与 額(最高～最低)		千円 7,908 ∩ 7,045	千円 ∩	千円 ∩	千円 ∩	千円 ∩

注1：7級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の項目については記載していない。

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員 助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	人 257	人 3 (1.2 %)	人 14 (5.4 %)	人 7 (2.7 %)	人 103 (40.1 %)	人 130 (50.6 %)	人 0 (0.0 %)
年齢(最高～最低)		歳 54 ∩ 49	歳 51 ∩ 33	歳 47 ∩ 31	歳 60 ∩ 32	歳 64 ∩ 39	歳 ∩
所定内給与 年額(最高～最低)		千円 3,930 ∩ 3,704	千円 5,003 ∩ 3,869	千円 5,511 ∩ 3,897	千円 6,188 ∩ 3,834	千円 7,736 ∩ 4,551	千円 ∩
年間給与 額(最高～最低)		千円 5,232 ∩ 4,960	千円 6,489 ∩ 5,149	千円 7,403 ∩ 5,224	千円 8,356 ∩ 5,082	千円 10,807 ∩ 6,199	千円 ∩

④ 賞与（平成25年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 65.1	% 68.0	% 66.6
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 34.9	% 32.0	% 33.4
	最高～最低	% 39.5～31.7	% 34.3～29.2	% 36.7～30.4
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 65.0	% 67.3	% 66.2
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.0	% 32.7	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～32.3	% 37.8～29.8	% 37.0～31.0

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.0	% 66.8	% 65.5
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 36.0	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 40.5～33.0	% 37.3～30.5	% 38.6～31.7
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 65.0	% 67.6	% 66.4
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.0	% 32.4	% 33.6
	最高～最低	% 40.5～32.6	% 37.8～28.2	% 39.1～30.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

対国家公務員（行政職（一））

（事務・技術職員） 86.9

対他の国立大学法人等（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員） 96.2

（教育職員（大学教員）） 97.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 86.9	
	参考	地域勘案 94.2
		学歴勘案 86.2
地域・学歴勘案 94.1		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.0% （国からの財政支出額 4,837,537千円、支出予算の総額 7,924,426千円：平成25年度予算）</p> <p>【検証結果】 国からの財政支出が支出予算の大半を占めることから、給与については国家公務員の給与水準を十分に考慮して決定されることが適切であると考えられる。本学の給与規則は国家公務員の給与制度に準拠して制定されており、給与決定、昇給、手当の支給等規則に則って適切に行われている。国家公務員との比較指標においても、国家公務員の給与水準を下回る指数となっており、本学の給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置		

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 96.4

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,512,001	3,538,942	▲ 26,941 (▲0.8)	▲ 172,863 (▲4.7)
退職手当支給額 (B)	495,264	232,330	262,934 (113.2)	61,009 (14.0)
非常勤役職員等給与 (C)	528,372	514,563	13,809 (2.7)	38,309 (7.8)
福利厚生費 (D)	540,696	518,065	22,631 (4.4)	47,779 (9.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,076,333	4,803,900	272,433 (5.7)	▲ 25,766 (▲0.5)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、対前年度比△0.8%となっている。主な要因は、平成25年9月から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与減額支給措置の対象外であった附属学校教員に対しても、給与を減額支給することとしたためであると推測される。

最広義人件費については、対前年度比5.7%となっている。主な要因は、上述のとおり給与、報酬等支給総額については対前年度比△0.8%となっているものの、退職手当支給額が対前年度比113.2%と大きく増加している等のためである。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし